

別紙様式 1

〇〇〇 第 号  
(元号) 年 月 日

関東信越厚生局長 殿

補助事業者名

〇〇施設等施設・設備整備費国庫補助金 (\* 1) により取得した△△施設  
に係る財産処分について

削除する

(記入要領より)

\* 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、  
交付金、委託費等）にあわせること。※国庫補助交付当時の名称を記載

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22  
条に基づき (\* 2)、次のとおりの処分について承認を求めます。

削除する

(記入要領より)

\* 2 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づき、」  
と記載すること。

○主な添付資料について

- 1) 国庫補助金の確定通知（保存がない場合は代替資料）
- 2) 事業実績報告書（別紙様式の2処分の概要（下表）に記載した各項目の根拠資料として。保存がない場合は各項目に係る代替資料）
- 3) 処分の種類の根拠となる資料  
 例／転用：一部転用の場合は転用部分を確認可能な図面及び面積表など  
 例／譲渡・貸付：譲渡・貸付契約書案など。一部貸付の場合や補助対象外部分も含む譲渡の場合は、一部貸付部分や補助対象部分を確認可能な図面及び面積表など  
 例／抵当権の設定：借入に関する資料
- 4) 間接補助事業の場合は、法人から地方公共団体あて財産処分承認申請（報告）書の写し

- 1 処分の種類（該当するものに○）  
 （ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄 ）
- 2 処分の概要

|   |                         |                    |                          |           |       |
|---|-------------------------|--------------------|--------------------------|-----------|-------|
| ①補助事業者                                  | ②間接補助事業者<br>(間接補助の場合のみ) | ③施設名               | ④所在地                     |           |       |
| 地方公共団体の名称                               | 法人等の名称                  | 〇〇施設               | 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3            |           |       |
| ⑤施設(設備)種別                               | ⑥建物構造                   | ⑦処分に係る<br>建物延面積    | ⑧建物延面積の<br>全体            | ⑨定員       |       |
| 設備の場合は「〇〇施設(〇〇設備)」                      | 鉄筋コンクリート造               | 一部貸付の場合等は貸付部分の面積   | 必ずしも施設全体でなく補助対象となった建物延面積 | 〇〇名       |       |
| ⑩国庫補助相当額<br>(処分に係る部分の額)                 | ⑪国庫補助額全体                | ⑫総事業費              | ⑬国庫補助年度                  | ⑭処分制限期間   | ⑮経過年数 |
| 一部貸付の場合等は面積で按分した額                       | 12,345,000円             | 54,321,234円        | 平成9年度                    | 50年       | 24年   |
| ⑯処分の内容                                  |                         |                    |                          | ⑰処分予定年月日  |       |
| 同一事業を10年以上継続することを条件に、〇〇法人へ〇〇施設を無償譲渡するもの |                         |                    |                          | 令和4年3月31日 |       |
| ⑱譲渡予定額<br>(譲渡の場合)                       | ⑲評価額                    | ⑳評価額の算出方法(いずれかに○)  |                          |           |       |
| 25,000,000円                             | 18,765,000円             | 定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額 |                          |           |       |

- 3 経緯及び処分の理由

国庫納付の条件を付さない承認の条件が、社会資源の充足の場合は、地方公共団体による社会資源の充足に関するコメント

別紙様式2

- 4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目（番号を○で囲む。）  
 ※厚生労働省やこども家庭庁の内部部局の特例により包括承認事項に該当する場合は、当該特例の名称と該当規定を適宜追記ください。  
 例) 老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例2(3)